

越知町告示第7号

越知町運送事業者等燃料価格高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

越知町長 小 田 保 行

越知町運送事業者等燃料価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料価格の高騰により、事業活動に大きな影響を受けている町内の運送事業者等への支援対策として、越知町運送事業者等燃料価格高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、町内に事業所を有する法人又は住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業
- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業
- (3) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業
- (4) 道路運送法第78条第3号の規定に基づく有償運送許可を受けた車積載車による道路上での事故又は故障等による車両等の排除業務
- (5) 移動販売業
- (6) し尿収集運搬業

2 前項の規定に関わらず、運送事業者等(法人にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員)が、越知町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年越知町規則第18号)第2条第2項第5号に定める排除措置対象者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

(支援金の算定等)

第3条 支援金の算出等については、別表のとおりとする。

2 前項の規定により、算出された支援金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(支援金の交付条件)

第4条 支援金の交付の目的を達成するため、交付対象者は次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) この要綱の規定に従うこと。
- (2) 支援金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、これらの収入及び支出についての証書類を支援金の交付を受けた年度の翌会計年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 申請時点で町内で事業を営んでおり、支援金受給後も事業を継続すること。

(支援金の交付申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、越知町運送事業者等燃料価格高騰対策支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (2) 交付対象燃料を購入したことが分かる書類(領収書等)の写し
- (3) 直近の確定申告書の写し
- (4) 事業の許可書の写し
- (5) 申請者本人の運転免許証、マイナンバーカードのいずれかの写し
- (6) 通帳の写し(金融機関名、口座番号、名義カナがわかるもの)

(支援金の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、支援金の交付を決定し、交付申請書に記載された金融機関の口座への振込みをもって通知に代えるものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、支援金の不交付を決定した場合は、越知町運送事業者等燃料価格高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(支援金の振込不能の取扱い)

第7条 町長は、申請書の不備等による支援金の振込不能が生じ、交付決定者に連絡等を行ったにもかかわらず当該不備等の補正が行われないなど、交付決定者の責に帰すべき事由により交付ができなかった場合には、令和7年10月31日をもって当該申請は取下げられたものとみなす。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) その他支援金の交付が適当でないと町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付決定を取消したときは、越知町運送事業者等燃料価格高騰対策支援金交付決定取消通知書(様式第4号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 町長は、前条に該当し既に支援金を交付しているときは、期限を定めて、越知町運送事業者等燃料価格高騰対策支援金返還命令書(様式第5号)により当該交付決定者に支援金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱により交付された支援金については、第4条及び第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表(第3条関係)

| 交付対象経費                                                                                     | 補助率                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間内で事業活動に要した燃料等購入費(以下「燃料等購入費」という。)-燃料等購入費÷令和3年からの令和6年までの価格上昇率(1.14) | 2分の1以内<br>限度額100万円 |